

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野昌利
(コード番号 6834)
問合せ先 経営企画室 斎藤祐司
(TEL . 047 - 388 - 6401)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 22 日開催予定の第 34 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 将来にわたる事業拡大に備えるため、事業の目的の一部を変更するものであります。(変更案第 2 条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行なうものであります。

定款に定めがあるものとみなされる次の規定に関し、所要の変更を行うものであります。

取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定の新設(変更案第4条)

株券を発行する旨の規定の新設(変更案第8条)

名義書換代理人から株主名簿管理人への名称変更及び委託事務内容の変更(変更案第12条)

単元未満株式について、その権利を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第10条)

株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法によって株主総会参考書類等を開示することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第17条)

議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行なうものであります。(変更案第19条第1項)

監査役の異議がない場合に限り、取締役全員の書面又は電磁的記録による同意をもって取締役会の決議があったものとみなす旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条第2項)

社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第43条)

その他、会社法の条文にあわせて文言の変更を行なうものであります。

(3) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う条数の変更を行なうとともに、一部字句の修正、所要の文言の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 22 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 22 日(木曜日)

以上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 (省 略)	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 機械器具工具の設計製造及び販売 (2) 通信機器、電子機器、計測器及び同部品の製造及び販売 (3) 燃料電池及び同部品の製造及び販売 (4) 前各号の製品の輸出入の業務 (5) 前各号に付帯する一切の業務	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 機械器具工具の設計製造及び販売 (2) 通信機器、電子機器、計測器並びに同部 品及び同材料の製造及び販売 (3) 燃料電池及び同部品の製造及び販売 (4) 前各号の製品の輸出入の業務 (5) 前各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 (省 略) (新 設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 (省 略)	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の 機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 (省 略)	(公告方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 37,000,000株とする。 (新 設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、37,000,000 株とする。
(新 設)	(自己の株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に より、取締役会の決議によって市場取引 等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は、100株と する。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株 式(以下「単元未満株式」という。)に 係わる株券を発行しない。	(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) <u>第7条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(基準日) <u>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 2 <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) <u>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>剰余金の配当を受ける権利</u> (3) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (4) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (5) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (省略) (新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く他、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 (省略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 (省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第26条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、<u>商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役との間で、当該社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を与えた場合において、当該社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、500万円以上であらかじめ定める金額または商法第266条第19項各号に定める金額の合計額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担するものとする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(社外取締役の責任限定契約) 第32条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第28条 (省 略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(補欠監査役の予選) 第31条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ定時株主総会または臨時株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合の選任手続は前条の定めによる。 2 前項であらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 (省 略) 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削 除)</p> <p>(任 期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 (現行どおり) 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第38条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第39条 当社は、監査役の実任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしておかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第280条第1項の準用する商法第266条第18項の規定により読み替えて適用する同条第12項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(<u>社外監査役の実任限定契約</u>) 第43条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度および決算期) 第40条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第41条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上